

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、交通事業者等が行う公共交通への乗継・待合環境の整備及び利用促進事業に要する経費の一部を補助することにより、地域交通の利便性確保と活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。)及び規則の例による。

(補助事業等)

第4条 市長が補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業、補助率及び補助金額については、別表に定めるとおりとする。

3 補助対象事業者は、市税を完納していなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項の規定により補助金交付申請書(第1号様式)を別表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、規則第7条第1項の規定により補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、規則第7条第2項の規定によりその旨を記した補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更等申請書(第4号様式)及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止する場合、速やかに補助金変更等申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認又は差戻し)

第8条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当であると認めたととき、又は適当でないと判断した時は、変更承認、又は差戻し通知書(第5号様式)及び補助金交付変更決定通知書(第2号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、第6号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告にあっては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金額の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めたとときは、規則第14条の規定により補助金交付確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに第9号様式による報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合であって、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、交付決定者に対し消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業			補助率及び補助金額	交付申請書 提出期日
事業の区分	補助対象事業者	補助対象経費		
1 ミニバスターミ ナル整備事業	一般乗合旅客自動車運送事 業者（路線定期運行を行う 者に限る）及び鉄道事業者 （東海旅客鉄道株式会社を 除く）	バス停や鉄道駅周辺に待合・乗継環境 の向上のために実施する施設整備に 要する経費（用地取得費は除く） 対象事業：上屋、ベンチ、バスロケー ションシステム、パーク&ライド、サ イクル&ライド施設整備等	当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内 で1件につき300万円を上限とする。ただし、国補助 対象事業の場合は国補助金額を上限とする。	補助金の交付を 受けようとする 会計年度の9月 末日。ただし、市 長が特別に認め る場合を除く
2 利用促進事業		モビリティ・マネジメントや公共交通 利用促進に関連するイベント開催等 の啓発活動に要する経費	当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内 で1件につき50万円を上限とする。ただし、国補助対 象事業の場合は国補助金額を上限とする。	事業実施の1カ 月前

（注）

- 1 補助額に端数が出た場合は千円未満切捨てとする。

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 交付申請額 円
（補助金所要額） - （補助金に係る消費税仕入控除税額等） = （補助金額）

2 事業の概要

(1) 目的

(2) 事業の区分

(3) 補助事業に要する経費の額

(4) 開始予定年月日

(5) 完了予定年月日

3 添付書類

(1) 事業計画書（別紙 - 1）

(2) 収支予算書（別紙 - 2）

(3) 市税納付・納入確認同意書（別紙 - 3）

(4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(5) 暴力団排除に関する誓約書（別紙 - 4）

(6) その他必要と認める書類

別紙 - 1 (第5条、第9条関係)

事業計画書(事業報告書)

事業名		合計
事業の区分		
規格及び型式		
数量		
事業費 A		
上記のうち消費税仕入控除税額等 B		
補助金所要額算出の基礎		
補助金所要額 C		
うち補助金に係る消費税仕入控除額等 (B×C/A) D		
補助金額 (C - D)		
備考		

(注) 変更事業計画の場合は、事業前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

別紙 - 2 (第5条、第9条関係)

収支予算書(収支決算書)

1 収入の部

区分		予算額	(決算額)	備考
補助金	国			
	県			
	市			
	その他			
	計			
自己資金				
その他				
合計				

2 支出の部

区分	予算額	(決算額)	備考
合計			

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

別紙 - 3 (第 4 条関係)

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第2号様式（第6条関係、第8条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付（変更）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、浜松市補助金交付規則第6条の規定に基づき通知します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

（交付の条件）

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）同法施行令（昭和30年政令第255号。）及び浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に従わなければならない。
2. 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、補助金変更等申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
3. 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
4. 浜松市補助金交付規則（以下、「規則」という。）第17号第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
5. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

- 6．補助事業により取得又は効用の増加した財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図るとともに、市長の許可無く補助金交付目的以外の使用・譲渡・交換・貸付又は担保等にしないこと。
- 7．補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返納すること。
- 8．補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

第3号様式(第6条関係)

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市公共交通活性化・
利用促進事業費補助金について下記のとおり不交付決定しましたので、浜松市補助金交付
規則第6条の規定に基づき通知します。

記

(理由)

第4号様式(第7条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金変更等申請書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知を受けた令和 年度浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 申請内容の変更

	変更事項
変更前	
変更後	

2 補助事業の中止

(理由)

3 添付書類(変更しないものは除く)

- (1) 事業計画書(別紙-1)
- (2) 収支予算書(別紙-2)
- (3) その他必要と認める書類

第5号様式(第8条関係)

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金変更(承認/差戻し)通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金要綱第8条に基づき、通知します。

記

〔変更内容〕

上記の変更内容を承認します。

上記の変更内容について差戻し、再考を依頼します。

〔理由〕

第6号様式(第9条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知を受けた令和 年度浜松市公共交通活性化・利用促進事業について、浜松市補助金交付規則第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業に要した経費の額 円
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
 - (1) 交付決定額 円
 - (2) 精算額 円
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書(別紙 - 1)
 - (2) 収支決算書(別紙 - 2)
 - (3) 国庫補助金交付要綱に基づき国に提出した実績報告書の写し
 - (4) その他必要と認める書類

第8号様式(第11条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付確定通知のあった令和 年度浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金について、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助金要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

【支払先】

- 座名義
- 金融機関名
- 座種別
- 座番号

第9号様式

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付確定通知を受けた浜松市公共交通活性化・利用促進事業の補助金に係る補助対象事業の消費税について、以下のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金の額 | 円 |
| 2 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(2の額から3の額を差し引いた額) | 円 |

注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。